

30高教人第365号
平成30年10月17日

各学校長 様

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長
(公印省略)

就籍の届出に至っていない者が市町村長に住民票の記載を申し出る際に
添付する出生証明書に代わる書類について（通知）

うえのことについて、別添写しのとおり、平成30年10月11日付け30受初初
企第3号で文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長から周知依頼がありま
した。

標題の書類については、学校教育法施行令第1条に基づき市町村教育委員会が編製
する学齢簿や、学校教育法施行規則第24条に基づき校長が作成する指導要録等が挙
げられており、本人等からこれらの開示や写しの交付の求めがあった場合の適切な対
応を依頼するものです。

つきましては、貴管内の学校に対して、適切な対応がなされるよう周知くださると
ともに、指導をよろしくお願いします。

学校教育課

【本件担当】

高知県教育委員会事務局人権教育課

TEL 088-821-4937 FAX 088-821-4559

アドレス takuya_arisawa@ken3.pref.kochi.lg.jp

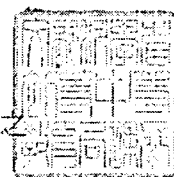


30 受初初企第3号
平成30年10月11日

各都道府県・指定都市教育委員会就学事務・指導事務主管課長
各都道府県私立学校事務主管課長
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の株式会社立学校事務主管課長

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長

森 孝



(印影印刷)

就籍の届出に至っていない者が市町村長に住民票の記載を申し出る際に
添付する出生証明書に代わる書類について（依頼）

学校教育法施行令第1条により、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会は、住民基本台帳に基づき学齢簿を編製し、学齢期の子を持つ保護者に対して、就学の通知等の手続を行うこととされています。

文部科学省においては、戸籍の有無にかかわらず、学齢児童・生徒の義務教育諸学校への就学の機会を確保することは、憲法に定める教育を受ける権利を保障する観点から極めて重要であることから、住民基本台帳に記載されていない子であっても、当該市町村に居住している事実を把握したときは、この子について学齢簿を編製し、就学手続を行うようお願いしてきたところです。【参照：「無戸籍の学齢児童・生徒の就学の徹底及びきめ細かな支援の充実について」（平成27年7月8日付け27初初企第12号初等中等教育企画課長通知）】

この住民基本台帳制度においては、出生があった場合の住民票の記載について、原則として戸籍法に基づく出生届が必要とされているところですが、民法第772条の嫡出推定が及ぶなどとして、この届出が行われなかったことなどにより、結果として、戸籍及び住民票が作成されず、行政上のサービスを十分に受けられないなど社会生活上の不利益を被る事例が生じています。今般、総務省自治行政局においては、住民サービスの円滑な提供の観点から、戸籍に記載されておらず、また就籍の届出に至っていない者について、就籍許可等の手続き中であり、日本国籍を有する者の子であること等が推認される場合には、本人等からの申し出に基づき市町村長の判断により、職権で住民票の記載を行うことができる旨を各都道府県を通じて各市町村に対して別添のとおり通知しました。

この中で、本人等が申出書に添付する出生証明書に代えて、父又は母の氏名及び本人との続柄が確認できるものとして、学校教育法施行令第1条に基づき市町村の教育委員会が編製する学齢簿や、学校教育法施行規則第24条に基づき校長

が作成する指導要録、学校教育法施行規則第58条等に基づき校長が卒業証書を授与するに当たりその控えとして備えた帳簿等の写しが挙げられています。

各市町村教育委員会及び各学校においては、本人等から申出書に添付するためにこれらの開示や写しの交付の求めがあった場合、条例や学校の設置者が定める規則等に基づき開示や写しの交付を行うとともに、開示や写しの交付を行うことが難しい場合は、これらの書類の内容を踏まえ父又は母の氏名及び本人との続柄を示した文書を発行するなどの適切な対応をお願いします。

また、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては管内の市町村（指定都市を除く。）教育委員会及び管下の学校に対して、各都道府県及び構造改革特別区法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人におかれては所管の学校に対して、適切な対応がなされるよう周知くださるとともに、指導をよろしくお願いします。

本件は、総務省自治行政局及び法務省民事局と協議済みであることを念のため申し添えます。

【本件担当】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
教育制度改革室 担当：〃
TEL：03-6734-2007(直通)
Mail：syokyo@mext.go.jp

総行住第 162 号

平成 30 年 10 月 2 日

各都道府県住民基本台帳事務担当部長 殿

総務省自治行政局住民制度課長

(公印省略)

就籍の届出に至らない者に係る住民票の記載について (通知)

今般、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 110 条の規定における就籍許可審判又は第 111 条の規定における確定判決を受けるための裁判手続（以下「就籍許可等手続」という。）を行っていることにより、就籍の届出に至らない者に係る住民票の記載について、以下のとおり考え方を整理しましたので、通知します。

本通知の内容を踏まえ、適切に住民票の記載が行われますよう、貴都道府県内市区町村に対して、この旨を周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

1 住民票の記載に関する基本的考え方

出生があった場合の住民票の記載に当たっては、戸籍法に基づく出生届が必要であることが原則であるが、同法に基づく出生届が行われなかったことなどにより、結果として、住民票が作成されない事例が生じており、住民サービスの円滑な提供の観点から、対応を行う必要があること。

この問題に対応するため、就籍の届出に至っていない者について、就籍許可等手続中であり、次の 2 の確認により、日本国籍を有する者の子であること等が推認される場合には、市区町村長の判断により、職権で住民票の記載を行うことができること。

2 住民票の記載を申し出る手続き等

就籍の届出に至らない者に係る住民票の記載に当たっては、住所地となる市区町村に対して、本人（本人が未成年の場合は、未成年後見人又は親権代行者。本人が成年被後見人の場合は、成年後見人。以下「申出人」という。）から、住民

票の作成を書面により申出させることとして、当該申出においては、以下のような手続きをとることが適当であること。

(1) 申出書には、以下の事項を記載させること。

① 申出人の氏名及び住所

② 申出の趣旨

現在、就籍許可等手続中であり、就籍の届出に至っていない〇〇（対象となる者の氏名）について、住民票の作成を求める旨を記載

③ 就籍の届出に至らない理由

就籍の届出に至らない理由を記載。必要に応じて、記載内容を証するための関係書類を添付

なお、就籍許可等手続において提出又は陳述した申立理由書等がある場合は、その概要を記載、必要に応じて、当該申立理由書等の写しの添付で足りること。

④ 住民票に記載を求める事項

イ 氏名（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 1 号）

「氏名」については、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 49 条第 3 項に規定する出生証明書に記載されたものを、申出人において記載。ただし、出生証明書がない場合においては、就籍許可等手続における申立て内容が認められた場合の「氏名」を、申出人において記載して差し支えないこと。

ロ 出生の年月日（住民基本台帳法第 7 条第 2 号）

ハ 男女の別（同条第 3 号）

ニ 世帯主の氏名及びその続柄（同条第 4 号）

「続柄」については、就籍許可等手続における申立て内容が認められた場合の世帯主との身分関係と齟齬が生じないように、申出人において記載

ホ 住所（同条第 7 号）

⑤ 父又は母の氏名、生年月日及び戸籍の表示

⑥ 就籍許可等手続の進捗状況等について、本人は定期的に面談等に応ずることを了解する旨の宣誓

⑦ 本人の連絡先

⑧ その他、住民票の記載のため市区町村において必要と認める事項

(2) 申出書には、以下の書類を添付させること。

① 出生証明書

出生証明書は、本人に係る出生の事実関係を確認するために必要
なお、やむを得ない理由により提示することができない場合は、以下のいずれかの書類の提示を求め、複写して保存すること。

ア 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 16 条に規定する母子健康手帳（母及び子の氏名の記載等親子関係が確認できるものに限る。）

イ 本人と父又は母との DNA 鑑定書

ウ 父又は母の氏名及び本人との続柄が確認できる以下のいずれかの書類

(ア) 学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 1 条に基づき市町村の教育委員会が編製した学齢簿

(イ) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 24 条に基づき校長が作成した指導要録

(ウ) 学校教育法施行規則第 58 条等に基づき校長が卒業証書を授与するに当たりその控えとして備えた帳簿等

② 就籍許可等手続を申し立てている旨を証する書類

外形的に本人の身分関係を確定するための手続きを進めていることを確認するために必要。基本的には、家庭裁判所に対する申立て等が受理されたことを証する書類を添付すること。

③ 父又は母の戸籍若しくは除かれた戸籍の謄抄本

ア ①において、出生証明書又はアの書類を提示した場合は、母の戸籍又は除かれた戸籍の謄抄本（以下「戸籍謄本等」という。）を添付すること。

イ ①において、イのうち、本人と父との DNA 鑑定書を提示した場合は父の戸籍謄本等を、本人と母との DNA 鑑定書を提示した場合は母の戸籍謄本等を、それぞれ添付すること。

ウ ①において、ウのうち、父の氏名及び本人との続柄が記載された書類を提示した場合は父の戸籍謄本等を、母の氏名及び本人との続柄が記載された書類を提示した場合は母の戸籍謄本等を、それぞれ添付すること。

④ その他、本人あての郵便物等本人が現に当該氏名により居住している本人であることを示す書類など、住民票に記載すべき事項を確認するため市区町村において必要と認める書類

(3) 上記(1)及び(2)の書類を基に、日本国籍を有する父又は母と本人とが親子関係にあること及び当該父又は母の戸籍に本人が記載されていないことなどを確認した上で、本人と詳細な面談を行い、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して本人に係る本人確認情報の重複がないことを確認するなど、同一人につき、二重の住民票が作成されることを避けるための確認を行うこと。

(4) 現に申出の任に当たっている者が本人以外の者である場合には、その権限について、その資格を証明する書類を提示させ確認するとともに、現に申出の任に当たっている者の本人確認を、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等通知）第2-4-(1)-①-ア-(イ)に準じて行うこと。

3 市区町村における住民票への記載及び事後の取扱い

住所地となる市区町村は、上記2の申出を受けて、申出内容を審査の上、適当と認める場合には、就籍の届出に至らない者に係る住民票を作成することとなるが、住民票の記載及びその後の取扱いは、以下のとおりであること。

(1) 申出内容が確認できた場合に、申出内容に基づき、住民票を職権で作成することとし、あわせて、備考欄に、就籍の届出に至っていない旨及び就籍許可等手続中である旨を記載すること。

なお、住民票を作成した場合においても、本人の居住実態について、住民基本台帳法第34条の規定による調査を適時実施すること。

(2) 就籍の許可審判の場合はその告知の日から、また、確定判決の場合は判決確定の日からそれぞれ10日以内に就籍の届出が行われることとなるため、住所地市区町村は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第2項第1号の規定に基づき、職権で必要事項を記載又は修正すること。

また、この場合においては、上記(1)により行った備考欄の記載を併せて削除すること。

(3) 上記(2)の場合において、就籍許可等手続の結果に応じた就籍の届出が速やかに行われなときは、住所地市区町村は、申出人に対し、必要な戸籍の届出を促すなど、戸籍と住民票の連携・一致を図るものとする。

総行住第 163 号
平成 30 年 10 月 2 日

各都道府県
住民基本台帳事務担当部長 殿

総務省自治行政局住民制度課長
(公印省略)

就籍の届出に至らない者に係る住民票の記載に関する質疑応答集について

就籍の届出に至らない者に係る住民票の記載については、平成 30 年 10 月 2 日付け総行住第 162 号にて通知したところですが、別添のとおり「就籍の届出に至らない者に係る住民票の記載に関する質疑応答集」をとりまとめましたので、通知します。

貴職におかれては、その内容を承知の上、貴都道府県内の市区町村に周知くださるようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

(別添)

就籍の届出に至らない者に係る住民票の記載に関する質疑応答集

問1 戸籍法(昭和22年法律第224号)第110条の規定による就籍許可審判又は第111条の規定による確定判決を受けるための裁判手続(以下「就籍許可等手続」という。)を行っていることにより、就籍の届出に至らない者に係る住民票の記載について、新たに通知することとした趣旨は何か。

(答) 無戸籍者に対する対応は、民法(明治29年法律第89号)第772条の嫡出推定の規定の関係上、出生届の提出に至らず、結果として、住民票が作成されない子について、「出生届の提出に至らない子に係る住民票の記載について」(平成20年7月7日付け総行市第143号及び平成24年7月25日付け総行住第74号通知)により、既に通知しているところ。

一方で、就籍届の提出に至らず、結果として、住民票が作成されない者については、社会生活上の負担に加え、マイナンバー制度の導入に伴い、住民票がないことにより勤務先でマイナンバーを提供することができず、就労が困難となるケースがあることなども踏まえ、嫡出推定のケースと同様に、対応すべきとの要望がなされてきたところ。

このような状況に鑑み、一定の要件を満たし、将来的に戸籍が作成される蓋然性が高いものについては、住民票の作成を認めることとしたもの

問2 就籍許可等手続を行っていれば、住民票の記載をしてよいのか。

(答) 就籍許可等手続を行っていることは飽くまで前提条件にすぎず、実際には、申出書及び添付書類を基に、本人と詳細な面談を通じて、住民票に記載すべきか否かについて判断していただくこととなるもの

問3 例えば外国人住民として既に住民票が作成されている者が就籍許可等手続を行っている場合にも対象となるのか。

(答) 既に住民票に記載されている者については、対象とならない。

問4 就籍の届出に至らない者に係る住民票の記載を申し出ることができる者は誰か。

(答) 就籍届の届出義務者と同様であり、就籍する本人となるが、本人が未成年の場合は未成年後見人又は親権代行者、本人が成年被後見人の場合は成年後見人となる。

親権代行者とは、児童福祉法第33条の2、第33条の8及び第47条第2項に規定する児童相談所長又は児童福祉法第47条第1項に規定する児童福祉施設の長をいう。

なお、本人が未成年、成年被後見人の場合でも、意思能力のある本人からの申出は可能である。

問5 申出にあたり、就籍の届出に至らない者に係る住民票の記載について（平成30年10月2日付け総行住第162号通知）中「2-(2)-①」の書類については、どのように案内すべきか。

（答）原則として出生証明書の添付を求めることとなるが、やむを得ない理由によりこれを提示することができない場合であつて、同通知中「2-(2)-① - ア～ウ」のいずれかの書類の提出が可能であれば代替することが可能である旨、申出人に案内することとなる。

なお、教育委員会又は学校における上記ウの書類の開示については、各地方公共団体の条例等に基づき判断されることから、申出人に対し、教育委員会又は学校における当該書類の開示の可否について確認いただくよう案内すること。

また、自団体の教育委員会又は学校における当該書類の開示の可否及び保存期間については、住民基本台帳担当部局においても認識しておくよう努めること。

問6 就籍の届出に至らない者に係る住民票の記載について（平成30年10月2日付け総行住第162号通知）中「2-(2)-④」について、「本人が現に当該氏名により生活していること」は、どのように確認すべきか。

（答）本人あての郵便物等により確認するほか、本人と同居する者が存在する場合には、同居人に確認することなどが考えられる。

なお、同通知中「2-(2)-①」において、イの書類（DNA鑑定書）を提出した場合など、父又は母が存在すると考えられる場合には、父又は母に確認をとることも考えられる。

問7 住民基本台帳ネットワークシステムで確認する意味は何か。

（答）申出を行った本人に係る本人確認情報について、現存する者と重複がないことを確認するためである。

問8 日本人住民としての住民票を作成する者の名については、同一戸籍内における同名の禁止や名に用いる文字の制限など、戸籍の届出に係る審査に準じて取り扱うこととなるのか。

（答）お見込みのとおり。

問9 住民票を作成する者の「戸籍の表示」については、住民票にどのように記載すべきか。

（答）筆頭者欄、本籍欄ともに「なし」と記載する。

問 10 「住民となった年月日」については、住民票にどのように記載すべきか。

(答) 就籍の届出に至らない者に対しては、住民票の作成の申出があった際に、初めて認定することとなることから、原則として申出があった年月日を記載する。

問 11 住民票の記載事項である「従前の住所」について記載してほしい旨、特に申出があった場合には、記載すべきか。

(答) 記載する必要はない。

問 12 住民票を作成した後は、どのように対応すべきか。

(答) 就籍許可等手続の進捗状況について定期的に面談等を行い、又は必要に応じて居住実態の調査を行うなど把握に努めることが適当である。

なお、居住実態の調査を行った結果、居住の事実が確認できないとき、就籍許可審判等の結果、就籍が認められないことが判明し、以降、戸籍を作成するための裁判手続きを放棄することについて本人の意思を確認したとき、申出者と長期間にわたり連絡が取れない又は面談等に応じず就籍許可等手続の進捗状況が確認できないとき等には、職権により、申出人に係る住民票を消除することが適当である。

問 13 住民票を作成した者が他の市区町村に転出した場合に、転入地市区町村と転出地市区町村では、どのような事務処理が必要か。

(答) 必要に応じて、住民票の備考欄の記載について、関係市区町村間で適宜連絡を取り、必要な記載を職権で行うことが適当である。

問 14 個別具体の申出があった場合において、平成 30 年 10 月 2 日付け総行住第 162 号通知及びこの質疑応答集でも対応が困難なケースがあるときには、どのように対応すべきか。

(答) 都道府県を経由して当課に相談されたい。